⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 27 September 2012 to 12 : 00 (noon) 28 September 2012 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 27 September 2012 to 12 : 00 (noon) 28 September 2012 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 27 September 2012 to 12 : 00 (noon) 28 September 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月20日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　吉崎　　収

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東九州道（佐伯～蒲江）山口第１トンネル新設工事

⑶　工事場所　大分県佐伯市大字青山地内

⑷　工事内容　構造形式：ＮＡＴＭ

延　　長：Ｌ＝341m

幅　　員：ｗ＝12.0m

⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年３月10日まで

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート：約7,500㎥

鋼材：約170ｔ

⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方を除く。）は対象としない。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⑾　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方針については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒁　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当する場合は、構成員全てに入札説明書４．⑹に定める技術者とは別に、入札説明書４．⑹に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑹②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で現場に配置することとする。

・九州地方整備局の発注した一般土木工事のうち、平成20年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定通知書の評定点の平均が76点未満の場合。

⒂　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⒃　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。

なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⒄　本工事において、中間前金払に代わり既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒅　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成10年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

但し、ア）～ウ）は同一工事とする。

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が60㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）が60㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く）

イ）施工延長が200m以上であること。

ウ）最小土被り（坑口部を除く）が20m以下であること。

但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。